

令和3年

# 双葉町議会会議録

第2回臨時会

7月16日開会・閉会

双葉町議会

## 令和3年第2回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (7月16日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に参加した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
発言の取消し	11
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
閉 会	17

7 月 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

3 双葉町告示第 33 号

令和 3 年第 2 回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 7 月 13 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

記

1. 期 日 令和 3 年 7 月 16 日 (金)  
午前 10 時
  
2. 場 所 双葉町いわき事務所 2 階大会議室
  
3. 付議事件 (1) 水処理センター建設工事業務委託契約の一部変更について  
(2) 下水道災害復旧工事 (4 工区) 請負契約の締結について  
(3) 下水道災害復旧工事 (5 工区) 請負契約の締結について  
(4) 下水道災害復旧工事 (6 工区) 請負契約の締結について  
(5) 下水道災害復旧工事 (7 工区) 請負契約の締結について  
(6) 下水道災害復旧工事 (8 工区) 請負契約の締結について  
(7) 下水道災害復旧工事 (9 工区) 請負契約の締結について

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君  
3番 作本信一君  
5番 菅野博紀君  
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君  
4番 石田翼君  
6番 岩本久人君  
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

## 令和3年第2回双葉町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年7月16日（金曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第65号 水処理センター建設工事業務委託契約の一部変更について
- 日程第4 議案第66号 下水道災害復旧工事（4工区）請負契約の締結について
- 日程第5 議案第67号 下水道災害復旧工事（5工区）請負契約の締結について
- 日程第6 議案第68号 下水道災害復旧工事（6工区）請負契約の締結について
- 日程第7 議案第69号 下水道災害復旧工事（7工区）請負契約の締結について
- 日程第8 議案第70号 下水道災害復旧工事（8工区）請負契約の締結について
- 日程第9 議案第71号 下水道災害復旧工事（9工区）請負契約の締結について

閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	館下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
参事兼 総務課長兼 コミュニティー センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
参事兼建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	高橋秀行君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大浦富男
書記	加村めぐみ

---

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番、小川貴永君、3番、作本信一君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日1日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

暫時休議します。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前10時59分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

---

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、議案第65号 水処理センター建設工事業務委託契約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第65号 水処理センター建設工事業務委託契約の一部変更についてであります。令和2年9月16日、双葉町議会の議決をいただきました水処理センター建設工事業務委託契約の内容に変更が生じ、契約金額を9億1,900万円に変更して契約締結を行うため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 先ほど全協でいろいろご説明を受けました。これ委託先が日本下水道企業団で間違いのないと思いますが、ここに委託して入札不調などいろんな面があって増額となったのですけれども、この日本下水道企業団に対して町からのペナルティーとか、この件に対しての責任問題にはならないのですか。ただ、ただ何にもなく、こちらで入札までお任せしているのに、この結果でうちはお金が足りませんからお願いしますというのは、ちょっとおかしいのではないのかなと。委託先としてそこしかないのかもしれないかもしれませんが、ちょっとこれは何かあったときのやっぱり賠償なりなんなりというのは、もちろんあるべきものと思いますが、そこら辺はなかったのかお聞きします。

あともう一つ聞かせてもらえれば、このことによって町の帰還等々に非常にいろんな計画に影響が出てきていると思うのですけれども、行政としては取りあえず町民の方々はいろんな方面からの責任はありますけれども、そこら辺はどういうふうにお考えなのか、町長お伺いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員のご質問にお答えいたします。

下水道企業団の入札の件でございますが、3回入札不調ということで、当初一括発注だったものが分離発注ということで何とか入札が成立したということになっておりますが、当然議員おっしゃるように、下水道企業団のほうがそういうふうなものに関してプロといいますか、専門的な組織なので、我々はそれを信用してやっていたわけですが、残念ながらこういう結果になってしまったということでもあります。

ペナルティーに関しては、予測不能の状況だったということで、町としては考えておりません。

さらに、帰還時期の変更等に関しましては、当然こういったような下水道の水処理の事業、さらには町で今進行しているいろいろな事業の進捗に影響があるものが今現在出てきているというのも現状でございますから、帰還目標についてはそれが達成できるように努力はしていくつもりではありますが、当然そういうふうな状況であるならば検討していかなくてはならない、変更も考えていかなくてはな

らないというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 帰還時期とそういうのを考えなくてはならない、それは当然もう早めにやらなくてはならないことと思いますが、そこは取りあえず納得します。そこら辺まだ納得させてもらった中で、町長、これ入札までの委託に出して、予測不能ってどういうことですか。入札不調が予測不能というのはあり得ないですか。そこまでにやっぱり今の状況、コロナ禍、材料とかそういうものを全部調べた上での入札価格というものが出てくると思うのですけれども、それにもかかわらず、予測不能でやりましたというのは、随分とこれ責任のないところだと私は思います。

やっぱりそれは一般の会社と同じで、ペナルティー等々はあってしかるべきだと思います。考えていないではなくて、これは予測不能ではなくて予測されていたことです。もう昨年からコロナの影響でいろいろな影響が出てきています。働く人何したというのでも、実際には工事自体も本当に金額的にも上がってきているのではないかと、そういうものがいっぱいある中で、一つの町の仕事を受けて、入札まで受けたにもかかわらず、不調だったからお金頂戴と言っているのと変わらないですか。予算頂戴って、お金とってはまずいのかもしれないので、そこで何のペナルティーもなしで予算を出すのはどうかなと私は考えます。

もう実際に帰還時期とかそういう町のいろんな計画から見ると崖っ縁なので、賛成せざるを得ない状況に今追い込まれていますけれども、これやったもの勝ちですよ。企業団さんのやったもの勝ちではないですか。自分たちの責任は何も取らないにもかかわらず、それも嚴重注意とかなんとかというもので済むのですか。

それで予測不能というのは、町長、答弁としてもう予測できることではないですか、これ。入札不調が3回、なかなかないですよ。それで、その一括では無理だということで、では分割にするよと、みんな言いなりで、何も責任のない会社に私は委託を出したのかなと思いますけれども、今後こういう契約があったときに、この企業団の名前が出て、私はもう賛成できかねるかなと。この会社自体が、企業団さん自体が予測不能の会社だと私は思いますけれども、町長、何にもないというのはちょっとこれ、国の税金ですから、使っているのは。何のペナルティーもないというのはちょっとおかしいと思うのですけれども、そこら辺もう一度ご答弁ください。これはもう本当に非常に町の計画を揺るがすほどのことをやったということは間違いないので、そこら辺ご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

先ほど来の発言で、「日本下水道企業団」という話を私しておりましたけれども、これは「日本下水道事業団」ということで、その中身に関しては訂正をさせていただきたいと思います。

この下水道事業団の入札、さらには不調、そして分離発注後の入札の成立ということで、今議員からご指摘あったことは、十分私としてもある部分同じような気持ちも持っておりますが、調べました

ところ、ルールにのっとってやっているということで、ペナルティーには該当しないと、そういうふうなことで町としては判断をしております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 例えば、差別するわけではないですけども、ここまで町の計画に大きな影響を与えたのは、これ間違いないですよ。企業団ですね、企業団に対しては今後……事業団、すみません、事業団に対してはここだけは確実に要綱の中で今後は万が一契約の中では、やっぱりペナルティーの要項も入れるべきだと思います。何もしなくていいなんていう、これ一般常識からいえば建設業の業界でいえばかけ離れた、責任のない会社と見られて当たり前だと私は思っています。だから、その事業団に対しては何らかの、やっぱり今後の付き合い方とか、方針とかをなるべく定めてほしいなと希望しますので、要望します。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

日本下水道事業団、こちらのいわゆる町としては委託をして入札をお願いして、結果不調に終わったというふうなことにに関してペナルティーというふうなお話でございました。先ほどその件につきましては、ルールにのっとってやっているということで、ペナルティーを科す気持ちはないというふうな答弁をさせていただきました。ただ、そういうふうな今後の2期工事、3期工事ということも想定されますので、そういったことに関しては、こちらとしてはそういうふうなことがないようにしっかりと申入れをしていきたいと、そういうふうな思いです。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第66号 下水道災害復旧工事（4工区）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第66号 下水道災害復旧工事（4工区）請負契約の締結についてであります。東日本大震災で被災した下水管渠、マンホール等災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この件に関しては、これ工期は令和4年の1月31日とありますが、これ工事箇所とかいろんなものを見たときに、期限が195日、本当に間に合うのかなというのが一つこれ無理が随分あるような工事ではないのかなと思うのですけれども、そこら辺一つお答えください。

あと、新聞報道で町長が準備宿泊に関わるような工事なのですけれども、新聞報道では議会の中では来年明けに準備宿泊に入るという答弁をもらったのですけれども、その次の日の新聞には、来年の1月から準備宿泊という、もう月まで出てしまっているのですけれども、工期が1月31日では、これ2月にならないと最低でも無理ですよ。工期が終わってやったといたら、もう2月ですよ。これ新聞報道とかにも1月と言ったのかなというのを、ちょっとこういうのは町長のほうから出たら出たでちゃんと言ってもらわないと、町民の皆さんは来年1月からと勘違いされている方もいらっしゃると思うので、そこら辺ご答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 工期の195日でしっかりと完成することができるのかという質問につきましては、後ほど建設課長のほうに説明させます。

あと、準備宿泊の件です。これは議会でも年明けというふうな私発言しております。その後、ある新聞のほうでは1月というふうな新聞報道等ありました。そのことに関しては、町としては1月にやるというふうなことは一切話しておりませんので、新聞が報道したことがちょっと違っていただけかなと。1月も含めてですけれども、先ほど菅野議員から言われました1月31日の下水道の完成時期を考えると、それ以降になるというのは当然だと思っておりますし、町としては年明けというふうな発表しかしておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 菅野議員のご質問についてご説明申し上げます。

工期の算定につきましては、下水道の標準工期、金額によって算定する標準工期がございまして、それに基づきまして算定してございますので、工期については無理のない日数を設定してございます。

説明は以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、これ答弁の中で、町民の皆さんがコロナだとかいろいろな情報の中で新聞というのはかなり信用するものであります。いろんな面でそういう新聞報道によって違うことを違うふうにして連絡をくれる方が結構いますので、その報道の部分でもこういうことはちゃんと訂正なりなんなりしていただけるように、今回だけではありません。それを分かっているままにしておくのは、行政としてどうなのかなというところがあるので、ちょっと言わせてもらいました。

あと、工期、言っていることは分かります。双葉町は軟弱地盤とか結構大変な場所がありますよね。そういうものを分かって、標準のものでいけるのか、標準工期というものを使っていけるのかどうかといったときに、今大丈夫ですと言ったときに、もう言い訳できないのですよ。コロナの中で材料が入らない。天候とかそういうのもありますけれども、遅延の要項の中で。コロナで材料が入らないよと、人が集まらないよという中で、もう完全にできると今言ってしまったことによって、遅延は絶対しないのだなと私は思っていますけれども、間違いはないのでしょうか。

これ多分見ていて、私も配管屋でした。現場にも入っていました。その中でちょっと無理があるのかなというのと、あともう一つ、塩ビ管とか材料を使うものがありますけれども、あまり暖かいときに使うものではないなというのが一つあるのですよね。先ほど全協でご説明いただきましたけれども、夏は伸びて、冬は縮む。暖かいところだと伸びてしまうけれども、冷やすと縮んでしまう。継ぎ手とかそういうもの、埋めてしまうもので、例えばそういう暖かいところに置いたものを、保管状況もそうですよね。伸びたままでやったら、土に埋めたときに、また工事するのにすごく大変な予算がかかるわけですから、そういう要項等も入っているのかどうか。そういうのも含めて、工期は大丈夫だということによろしいのでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

そういったことも含めて195日というふうな日程を想定しておりますが、中身詳しく説明は建設課長にさせますので。

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 菅野議員の再質問についてご説明申し上げます。

標準工期を設定してございますが、下水道工事なるだけ地中に埋設するものでございますので、掘削時に構造物が出てきたとか、不測の事態がないわけではございませんので、そういう不測の事態が発生した場合につきましては、その状況に合わせまして工期等の延長とか、そういうふうに対応していき

たいとは考えてございます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 納得できる不測の事態と、例えば先ほど言ったコロナですよ、人がいませんよ、また入札は終わっているの、そこら辺も含めて納得できるような理由があれば、私たちは文句を言いませんけれども、今言ったようなことは理由にはならないということで、今のうちに言っておきます。

---

---

---

○議長（伊藤哲雄君） 全体的に同じなので、その予定で進めたいと思います。

お諮りします。ほかに質問ありますか。

（何事か言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前11時23分

---

再開 午前11時29分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

---

◎発言の取消し

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 先ほど言いました、ほかの議案第71号までの一括した質問というのは、取り消させていただいてよろしいでしょうか。そのほかの質問はお答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 取消しについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

---

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問ですが、あの中でいろいろお話がありまして、最後に要望するというふうな文言だったと私記憶しておりますので、答えなくていいのかなというふうに判断しておりました。いや、最後の部分。なので、そういうふうな判断をいたしましたので、答えるというか、挙手をしませんでした。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第66号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第5、議案第67号 下水道災害復旧工事(5工区)請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第67号 下水道災害復旧工事(5工区)請負契約の締結についてですが、東日本大震災で被災した下水管渠、マンホール等の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 先ほどと同じような質問なのですが、工期、期間等間違いないのか、お尋ねします。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員のご質問にお答えいたします。

先ほど議案第66号でお答えした答弁のとおりでございます。

○議長(伊藤哲雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第6、議案第68号 下水道災害復旧工事(6工区)請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第68号 下水道災害復旧工事(6工区)請負契約の締結についてであります。東日本大震災で被災した下水管渠、マンホール等の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 議案第66号で質問したように、工期、期間等に関してちゃんと間違いなくできるのか、お尋ねします。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員のご質問にお答えいたします。

先ほど議案第66号でお答えした答弁のとおりでございます。

○議長(伊藤哲雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第68号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第7、議案第69号 下水道災害復旧工事(7工区)請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第69号 下水道災害復旧工事(7工区)請負契約の締結についてですが、東日本大震災で被災した下水管渠、マンホール等の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第69号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第8、議案第70号 下水道災害復旧工事(8工区)請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第70号 下水道災害復旧工事(8工区)請負契約の締結についてですが、東日本大震災で被災した下水管渠、マンホール等の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 議案第66号で質問したように、期間、工期などのことで同じ質問をしたいと思います。すみません。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員のご質問にお答えいたします。

議案第66号の答弁で申し上げたとおりでございます。

○議長(伊藤哲雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第70号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第9、議案第71号 下水道災害復旧工事(9工区)請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第71号 下水道災害復旧工事(9工区)請負契約の締結についてであります。東日本大震災で被災した下水管渠、マンホール等の災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 議案第66号で質問したように、期間、安全面、工期など間違いないのか、ご質問いたします。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員のご質問にお答えいたします。

議案第66号で答弁した内容と一緒にございます。

○議長(伊藤哲雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第71号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和3年第2回双葉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時46分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      伊 藤 哲 雄

署名議員                    小 川 貴 永

署名議員                    作 本 信 一